

令和 7 年 6 月 3 0 日
こども未来部保育支援課

公定価格における 1 歳児配置改善加算の新設への対応について

1 概要

国は、私立保育所等の 1 歳児の職員配置の改善を進めるため、1 歳児の職員配置を改善した事業者に対して、公定価格上の加算措置を令和 7 年度から実施することとした。

区としては、公定価格における 1 歳児配置改善加算の新設に適切に対応するとともに、既に江東区私立保育所等補助金の保育対策充実事業として同種の補助を実施しているため、両者の整理を行った上で、補助を行うこととする。

2 1 歳児配置改善加算の主な内容

	公定価格における 1 歳児配置改善加算 (令和 7 年度新設)	江東区私立保育所等補助金 保育対策充実事業
主な 加算 要件	1 歳児に係る保育士の配置を 5 : 1 以上に改善し、かつ以下の要件を満たす施設 (職員配置基準は 6 : 1) ・処遇改善等加算 I II III の全てを取得している ・業務において I C T の活用を進めている (①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、 ④キャッシュレス決済のうち、①及びもう 1 機能以上の機器を導入し活用) ・施設・事業所の職員の平均経験年数が 1 0 年以上	1 歳児に係る保育士の配置基準を 6 : 1 から 5 : 1 に是正していること
加算 金額	1 児童あたり 1 8, 2 0 0 円	1 児童あたり約 1 4, 1 6 1 円～1 5, 2 4 4 円(私立保育所等の状況により異なる)

3 本区の対応

本区では、1 歳児の職員配置の改善を進めるため、先行して区独自の補助を実施してきたところであるが、上記 2 のとおり、国により公定価格における 1 歳児配置改善加算が新設されたことに伴い、次のとおり対応する。

(1) 公定価格における 1 歳児配置改善加算

公定価格上の加算措置であることから、上記 2 の要件を満たす私立保育所等に対して、加算を行う。

(2) 江東区私立保育所等補助金の保育対策充実事業

上記(1)には該当しないものの、当該保育対策充実事業の要件を満たす場合には、区独自の補助を行う。